

[事案 30-171] 入院給付金支払請求

・令和元年7月4日 和解成立

<事案の概要>

約款上の入院の定義に該当しないことを理由に支払対象外とされたことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

脳梗塞により3か月以上入院した後（入院①）、転院したが（入院②）、その後退院見込みがなく、平成2年4月に契約した終身保険の入院保障特約にもとづき給付金を請求したところ、支払限度日数を超過していることを理由として、入院①と入院②の入院給付金合計120日分が支払われ、超過分は不支払いとなった。しかし、以下の理由により、入院②について残日数分の入院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院①および入院②に際して、募集人から、入院給付金は120日分まで支払われるが、満額を受け取っても、180日待機すればまた120日分を受け取ることができて、合計700日分まで支払いが可能と説明された。
- (2)180日の待機中に、成年後見人が募集人から、災害割増特約が更新時期を迎える旨の説明を受けたが、その際に、今後入院保障特約から入院②に関する入院給付金が支払われないことの説明があれば、その時点で入院保障特約を解約していた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、入院給付金は120日分まで支払われるが、同一の病気であれば、退院して180日空いた後には、また120日分が支払われる旨を説明した。
- (2)申立人成年後見人は、特約保障継続の案内文書および募集人による案内を受けた結果、特約保険料を支払ったうえで、入院保障特約を継続させている。一方、募集人は、申立人成年後見人に特約の保障継続について案内した際、申立人に退院の見込みがないことを知らなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金請求手続時等の状況等を把握するため、申立人の成年後見人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金の支払条件について募集人の誤説明があったとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人は今後も退院できる見込みがないので、入院給付金120日分が支払われて以降は、入院保障特約にもとづく入院給付金が支払われる可能性はほぼない。
- (2)募集人が、顧客と会って特約の継続を勧めるような場合には、上記のとおり、仮に継続しても今後は入院給付金の支払いがなされない可能性があることを説明し、顧客に継続の必要性があるかどうかについて検討を促すことが期待される。
- (3)募集人自身も事情聴取において、申立人の状況が分かっていたら、入院保障特約は継続し

ないことを勧めたと述べているが、募集人が本入院期間中に少なくとも4回は申立人後見人に入院給付金の支払条件を説明している等の本事案の経過を踏まえると、募集人が、申立人成年後見人と面談して災害割増特約の更新を勧めた際、申立人の病状を確認していれば、仮に入院保障特約を継続しても今後は入院給付金の支払われる可能性がほとんどないことに気づくことができたと思われる。